

府道上狛城陽線改築工事（多賀バイパス・京都府綴喜郡井手町大字多賀地内）に関する事業認定理由

平成17年12月14日付けで京都府から申請のあった府道上狛城陽線改築工事（多賀バイパス・京都府綴喜郡井手町大字多賀地内）について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字上ノ浜地内から城陽市市辺地内までの延長約1.7 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「府道上狛城陽線改築工事（多賀バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

府道上狛城陽線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により、京都府知事が府道に認定した路線であり、京都府は、同法第15条の規定により、本路線の道路管理者であることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、京都府相楽郡山城町大字上狛地内の一般国道24号との接続点を起点とし、同府綴喜郡井手町を經由して城陽市で一般国道24号と接続する総延長約11.6kmの幹線道路である。

京都府南部では、南北に縦断する京奈和自動車道及び一般国道24号並びに東西に横断する京滋バイパス等に加え、第二名神高速道路、第二京阪道路及び京都第二外環状道路等の広域幹線道路網が形成されようとしており、本路線は、これら広域幹線道路網へ連絡する一般国道163号と一般国道307号へのアクセス道路としての機能の一端を担っている。

このうち、本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、3.0～7.5 mの幅員狭小区間が約1.3 kmも連続するとともに、最小曲線半径が15mと線形が極端に悪いことから、車両のすれ違いに支障をきたしていることに加え、毎年のように人身事故が発生していることから、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されている状況にある。

また、現道は両側に住居等が連たんしているとともに、その一部は、井手町立多賀小学校の通学路となっているにもかかわらず、歩道も整備されていないため、歩行者や通学児童にとっても危険な状況となっている。

本件事業の完成により、道路構造令（昭和45年政令第320号）で規定する幅員の確保された、線形良好なバイパス道路が整備されることで、現道の通過交通の多くがバイパス道路へ転換することが見込まれることから、現道における円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため環境影響評価を実施していないが、起業者が任意に検討を行ったところ、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動等について、いずれも環境基準を満たすと予測している。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

文献調査等によると、本件事業地内には起業者が保護のための措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の安全かつ円滑な交通の確保を主な目的として、道路構造令第3種第2級の規格に基づき、バイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に整合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、町道を拡幅しバイパス道路を新設する案（申請案）のほか、現道拡幅案及びJR奈良線とほぼ平行にバイパス道路を建設する案について検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、支障となる物件が少ないこと、工事中の自動車交通の切り回し等の安全対策が最も容易であること、事業費が最も廉価であること等から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、幅員が狭小で線形も不良であること、毎年のように交通事故が発生していること等からすれば、できるだけ早期に歩行者及び自転車利用者並びに自動車交通の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。